

第6期第15回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月17日(火) 午前11時00分から午前11時42分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(0名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	欠番	
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	田代英孝	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	○			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 報告第6号 農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件

第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第11 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第12 議案第4号 農地移動適正化あっせんに関する件

第13 議案第5号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第14 議案第6号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生
穂別支局－支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席委員は26名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第15回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、7番・毛利 武委員と8番・林 利輝委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告6件、議案6件の合わせて12件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計4件7筆・83, 230㎡となっています。 農地保有合理化事業に先立ち所有権が北海道農業公社になるため解約に至っているものが、1番から3番となります。 4番は●●さんが賃貸していた農地について、後の議案第1号でお諮りさせていただきますが次の利用調整が整ったため解約に至ったものです。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査	<p>【報告第2号、朗読及び説明】</p> <p>9月につきましては、議案に記載のとおり、9月3日に穂別地区委員会を開催しております。</p> <p>穂別地区委員会では、あっせんの申し出1件について審議した結果、一部2筆について農地中間管理機構の買入れが必要と判断し、残り1筆について申出内容・譲受候補者等適当と判定したところです。</p> <p>なお、あっせんの申し出内容については4ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。報告第2号について、質問意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>【報告第3号、朗読及び説明】</p> <p>先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。6ページになります。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。</p>
7 番	<p>1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。報告第3号について、質問意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第6 報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>【報告第4号、朗読及び説明】</p> <p>先月の総会でご決定いただきました買入協議の結果についてご報告申し上げます。</p> <p>なお、買入協議結果については、議案8ページから10ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。報告第4号について、質問意見はありませんか。</p>

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第4号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第7 報告第5号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第5号、朗読及び説明】
12ページに申出書の写しを添付してございます。
記載の農地は7月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。
計画の内容につきましては、議案第3号にてご説明申し上げます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第5号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第5号は承認することに決定いたします。
続いて、日程第8 報告第6号「農地法第32条第3項の準用規定による同法第33条第2項の規定に基づく告示に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第6号、朗読及び説明】
14ページになります。
1番については、平成29年12月まで、申出人が基盤強化法に基づく集積計画により利用権を設定し長年耕作しておりましたが、土地管理者が平成28年に死亡したため、利用権の設定期間を迎えたものの、相続登記が行われておらず、相続権者も死亡している状況のため、更新ができず、現在に至っております。所有者等の探索を行いました。登記名義人、配偶者、子は何れも死亡。土地管理者の探索も試みましたが、外国籍により書面発行が不可であり、相続権者との関係も不明のため、所有者不明と判断しております。
2番については、長きに渡り所有者所在不明のまま地域の担い手により保全管理されてきましたが、申出人が利用権取得を希望されたため、所有者等の探索を行いました。結果、登記名義人の生存確認できず、土地管理者と登記名義人の関係も不明であったため、所有者不明農地の活用について、事務マニュアルに従い、所有者不明と判断しております。

本来であれば、8月総会での報告同様に、所有者探索が終了した時点で、告示を行う事は可能でしたが、この間、北海道における事務の手続きが一部変更となり、告示前に、北海道への事前相談手続きが必要になりました。このことにより、両件共に、8月22日付けにて北海道へ事前相談し、確認を受けたの

主	査	<p>ち、9月2日付けにて告示を行っております。</p> <p>以上2件、所有者の探索は行ったものの、万が一を想定し申出期間を設ける行為であり、6か月間の告示となります。よって令和2年3月1日まで告示を行い、申し出が無ければ、農地中間管理機構へ通知を行い、その後、所定の手続きを行ったうえで、北海道知事の裁定により農地中間管理事業を用いるものです。その際は、来年3月以降に、改めてその後の手続きについて、総会等でご審議いただくこととなりますのでご承知おき願います。</p> <p>15ページから24ページまで、それぞれの告示の写し、北海道事前相談における説明資料、相続関係説明図及び図面を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。報告は以上となります。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。報告第6号について、質問意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議	長	<p>質問意見がありませんので、報告第6号は承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第9 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」をを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	査	<p>【議案第1号、朗読及び説明】</p> <p>26ページになります。</p> <p>1番については、所有者である●●さんの要望により隣接地で経営している●●さんが売買により取得する申請があったものです。</p> <p>2番については、先ほど解約の報告の際にご説明しました、●●さんが利用していた農地について、地域の担い手である●●さんが売買により取得する申請があったものです。</p> <p>以上2件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>27ページから30ページまでそれぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。</p>
議	長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
7	番	<p>1番について現地を確認してきましたので、報告します。</p> <p>申請地は●●さんが営農している農地と隣接している農地であり、譲渡人である●●さんの希望により売買で取得する案件です。</p> <p>●●さんは牧草を作付する計画となっており、これまでの耕作状況から適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。</p>
15	番	<p>現地を確認してきましたので、報告いたします。</p> <p>●●さんの所有農地を、隣接地で農業経営されております●●さんへ売買さ</p>

15 番 議 長 議 主 議 主 議 長 議 長 議 長

れる案件となります。

当該地の取得後は、現在、●●さんが耕作しております隣接する農地と一帯的に、水稻を作付する計画です。●●さんの他の経営地も適正に耕作されており、周辺農地への影響もないものと判断いたします。以上です。

ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
日程第10 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【議案第2号、朗読及び説明】
32ページになります。
本件につきましては、●●さんが地震により自己住宅が損壊を受け建て替えのため、隣接する農地に建設する4条案件でございます。なお、●●さんは現在は農業経営を行っていないため一般住宅の建築に関する農地転用の申請となります。
申請地の農地区分は農用区域外の農地であり、宅地・雑種地・小沼に囲まれた10ha未満の小集団かつ低生産性の農地と判断されることから第2種農地と判断され、一般住宅の転用に係る農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。
北海道農業会議への意見聴取については、要件により必要となります。
33ページから37ページまで、現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18 番 議 長 議 長

本件について現地を確認してきましたので、報告いたします。
本申請は、●●さんが住宅を建築する4条案件であります。申請地は、他の農地とは隣接していない農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。

ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見

議 長 はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第11 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
なお、本件中、●●委員が、被設定人となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いします。

主 査 【議案第3号、所有権移転関係、朗読及び説明】

39ページから、所有権移転4件です。

1番、2番、4番が、報告第4号でご報告申し上げました、買入れ協議に伴う所有権移転でございます。3番が報告第3号でご報告申し上げましたあつせんに伴う所有権移転となっております。

続いて44ページ利用権設定3件です。

【議案第3号、所有権移転関係、朗読及び説明】

1番から3番までいずれも報告第5号でご報告したとおり買入協議により農業公社への所有権移転が完了したため、利用権をそれぞれ設定するものです。

以上、所有権移転4件8筆・利用権設定3件10筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

所有権移転関係は40ページから43ページに、利用権設定関係は45ページから47ページにそれぞれの図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第12 議案第4号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
なお、本件中、●●委員が、譲受適格者となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いします。

主 査

【議案第4号 朗読及び説明】
49ページになります。
以上、1件の実施について、50ページに図面を添付してございますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第13 議案第5号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査

【議案第5号 朗読及び説明】
52ページになります
本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。
なお、53ページ・54ページに、町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第14 議案第6号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第6号 朗読及び説明】

56ページになります。

1番、2番とも公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。

1番について、申請地は市街地南側に位置し申請者である所有者は平成30年に相続し所有権を取得していますが、それよりも前である20年以上前から農地として使用はしておらず、また、何にも使用をしていないとのこと。

現地確認結果として、原野化しており、今後も農地としての利用は困難と判断し農地採草放牧地以外と確認をしております。

2番の願出地には、50年以上前から住宅、車庫、物置が建っており、現在に至ります。

現地確認結果として、宅地となっており、今後も農地としての利用は困難と判断し農地採草放牧地以外と確認をしております。

以上、2件、57ページ・58ページに図面を添付しておりますのでご確認の上、ご審議ご決定下さいますよう、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

22 番 現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間利用されていなく荒廃化が進んでいる状態です。今後、農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

10 番 2番について、現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、50年以上前から建物が建っており、現在に至っている状況です。今後も農地として利用することは難しく、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定することにご

議 長 異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、10月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。